

平成28年第4回定例会 12月16日

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時02分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって12番 上原喜代子議員、13番 玉城 勇議員を指名します。

日程第2．議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第2．議長諸般の報告をいたします。両常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。追加議案といたしまして、意見書第10号 無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書、意見書第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書、意見書第12号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書、意見書第13号 MV22 オスプレイの重大事故に対する意見書、町長からの追加議案としまして議案第71号 第五次南風原町総合計画（基本構想・基本計画）の策定についてを配布してございますので、後刻議題といたします。

次に、陳情第30号 「地球を守る社会体制創り」のための陳情書については、配布のみということが議会運営で協議が整いました。

次に、決議第11号 閉会中の議員派遣について、決議第12号 MV22 オスプレイの重大事故に対する抗議決議についても別紙議事日程のとおり議題とすることにします。以上をもって議長諸般の報告といたします。

日程第3．意見書第13号 MV22 オスプレイの重大事故に対する意見書

日程第4．決議第12号 MV22 オスプレイの重大事故に対する抗議決議

○議長 宮城清政君 日程第3．意見書第13号 MV22 オスプレイの重大事故に対する意見書及び日程第4．決議第12号 MV22 オスプレイの重大事故に対する抗議決議を一括議題といたします。まず本件に関し、提案者から趣旨説明を求めます。6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん それでは、読み上げて提案させていただきます。意見書第13

号 平成28年12月16日 南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江。賛成者 南風原町議会議員 照屋仁士、浦崎みゆき、大城 毅、玉城 勇、金城好春、大城真孝。MV22 オスプレイの重大事故に対する意見書。上記の意見書を別紙のとおり南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

MV22 オスプレイの重大事故に対する意見書 平成28年12月13日午後9時30分頃、普天間飛行場所属のMV22 オスプレイが沖縄県名護市安部付近のリーフ上に墜落する事故が発生した。米軍側は、沖縄北東海上での空中給油訓練実施中にKC-130のホースがプロペラに接触し不具合が生じ、飛行が困難になったことが不時着の原因であると公表した。しかし、事故の状況が明らかになるにつれ、機体の損傷状況から不時着ではなく墜落であると判断せざるを得ない。ニコルソン四軍調整官は、「事故機は普天間飛行場までの帰還を試みたが、帰還不可能との判断により民間地域を避け海上に不時着させた。」として、パイロットの判断を称賛しているが、そもそも墜落事故は絶対あってはならないことであり、米軍の占領意識丸出しの姿勢が露呈した。さらに、報道によると同時に給油訓練を行っていた別のオスプレイについても、同日午後11時30分頃に普天間飛行場へ帰還した際、機体の不具合によると思われる胴体着陸が確認され、2機のオスプレイが同日に重大事故を起こしていたことが判明した。オスプレイについては、かねてから欠陥機として危険性が指摘され、われわれ県民は配備の反対を強く訴えてきたにもかかわらず、墜落事故が現実に県内で起こったことに県民の怒りと恐怖は計り知れない。よって、南風原町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項をすみやかに解決するよう強く要請する。

記 1. MV22 オスプレイ事故原因の徹底究明と公表。2. 事故原因が究明されるまでMV22 オスプレイの飛行を一切中止すること。3. 過重な米軍基地負担、訓練を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年(2016年)12月16日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長。

続きまして、決議第12号 平成28年12月16日 南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江。賛成者 南風原町議会議員 照屋仁士、浦崎みゆき、大城 毅、玉城 勇、金城好春、大城真孝。MV22 オスプレイの重大事故に対する抗議決議 上記の決議を別紙のとおり南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

MV22 オスプレイの重大事故に対する抗議決議。文面に関しましては、意見書と同じでありますので割愛させていただきます。

記1. MV22 オスプレイ事故原因の徹底究明と公表。2. 事故原因が究明されるまでMV22 オスプレイの飛行を一切中止すること。3. 過重な米軍基地負担、訓練を見直すこと。以上、決議する。平成28年(2016年)12月16日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あ

て先 駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米軍四軍地域調整官、在沖米軍総領事、第三海兵遠征軍司令官。以上です。よろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております意見書第13号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よつて意見書第13号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより意見書第13号 MV22 オスプレイの重大事故に対する意見書についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立願ひます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがつて、原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、ただいま議題となっております決議第12号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よつて決議第12号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより決議第12号 MV22 オスプレイの重大事故に対する抗議決議についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立願ひます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがつて、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第63号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第63号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第63号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例。審査の経過 本案は、12月6日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では12月8日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終えました。9日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明の中で、子ども医療費助成の助成方法に現物給付方式を追加することに伴う条例の一部改正とありました。また、本町が子ども医療費助成に現物給付方式を導入することから生じる課題は、沖縄県が町と調整するとの報告がありました。委員からは規則で規定している条例の施行期日に関して質疑がありました。執行部から原案で規定している条例の施行期日を規則で委任することも法制執務上問題ないことを確認いたしました。次に、平成29年1月1日より現物給付を享受することができる医療機関について広報誌とホームページで周知する以外にどのような方法で町民へ広報・周知するか質疑がありました。執行部からは、約8,000通の受給者証を郵送する際に、封筒裏のスペースに現物給付に関するさまざまな情報が掲載された町のホームページのお知らせを大きく印字し、ホームページ上にて随時利用可能な医療機関のリストを更新していくとの説明がありました。また、平成29年1月1日から現物給付を享受できる医療機関の数について確認したところ、現時点で不明との回答でありました。委員からは、現物給付が利用可能な医療機関のリストについて町民に対してすみやかに広報・周知するよう意見がありました。同議案のまとめを行う前に、赤嶺奈津江委員から修正案の提出がありました。提案理由として条例の施行期日を明確に示す必要があるとの趣旨で修正案提出です。別紙、修正内容を読み上げます。

議案第63号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように修正する。附則中、「平成29年3月31日までの間において規則で定める日」を「平成29年1月1日」へ改める。討論に入り、討論はありませんでした。赤嶺奈津江議員から提出された修正案に対し採決に入りました。採決の結果、挙手全員でありました。したがって、修正案は全会一致により可決されました。

次に、修正決議した部分を除く原案について採決に入り、採決の結果は挙手全員でありました。したがって、修正決議した部分を除く原案は、全会一致で可決されました。よって、結果は修正可決であります。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。暫時休憩します。

休憩 (午前11時19分)

再開 (午前11時19分)

○議長 宮城清政君 再開します。これより議案第63号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例についての採決を行います。本案に対する委員長の報告は、修正可決でございます。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員会の修正案は可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、ただいま修正決議した部分を除く原案につきまして採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第65号 南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例について

○議長 宮城清政君 日程第6. 議案第65号 南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 ご報告申し上げます。議案第65号 南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例についてでございます。審査の経過 本案は、12月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行ったのち当委員会に付託されたものであります。委員会では、12月7日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。委員より、いじめ防止の観点から普段より連絡体制の構築を行う必要があるが、連絡協議会はどのように会議をもつのかという質問がありました。担当課からは、年1回ないし2回の会議を検討していると回答がありました。質問議員からは、いじめは早期発見・対策が重要であるため、回数も含め適切な会議のもち方を検討されたいという意見がありました。また、臨時委員の人数に制限を設けていない理由について質問がありました。学校内のみならず校外やインターネットなど現在の多様化するいじめ問題に対応するため専門的知見者による調査に制限が生じることがないよう人数は個々の議案によって判断をしたいという回答がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12月8日に採決を行い、審

査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第65号 南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第7. 議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長 宮城清政君 日程第7. 議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 ご報告いたします。議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。審査の経過 本案は、12月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行ったのち当委員会に付託されたものであります。委員会では、12月7日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。本条例は、先に報告した議案第65号 いじめ問題対策連絡協議会等設置条例で提案された協議会等の委員の報酬及び費用弁償について定めるためのものであります。委員より連絡協議会については、委員日額に区別がないが、委員に医師・弁護士・大学教授は含まないということかという質問がありました。連絡協議会の委員構成機関にける那覇地方法務局についても、人権擁護委員などを想定しているためであると、委員日額に区別を設けていないという回答がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12月8日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありません。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第8. 議案第67号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長 宮城清政君 日程第8. 議案第67号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 ご報告いたします。議案第67号 和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。審査の経過 本案は、12月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行ったのち当委員会に付託されたものであります。委員会では、12月7日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。本議案の和解及び損害賠償については、本町が発注した工事について、当該工事の瑕疵として行った補修工事が瑕疵担保責任の解釈による認識不足により、瑕疵担保請求とは認められなかったことによるものであります。事案の解決のため和解し、町及び相手方がそれぞれ補修費を負担する内容であります。委員会では、事件については事務処理について契約事務を含め適切さを欠いたものであったことを指摘しました。近年、適切さを欠いたことによるミスが少なくないことから、適切な事務処理を図る組織構築、事務指導体制強化について再認識し同様の事件が起らないよう事務執行に当たるべく厳しく意見をいたしました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12月8日に採決を行い、審査を終結しました。討論には、反対討論がございました。採決 挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ただいま上程されています議案第67号 和解及び損害賠償の額の決定についてに対して、反対の立場から討論をします。委員会での審議の中で、教育委員会の取った対処の仕方が間違いであったことは、教育委員会職員も認めています。今後このようなことが起こらないようにしていきますと言うが、再発防止が具体的に示されておられません。それから責任の所在の点では、教育委員会、設計監理者、請負業者の3者で協議をし、瑕疵のための補修として請負業者に依頼しているが、平成28年4月11日の時点まで雨漏りは解決されておられません。その責任はだれが取るのか明らかではありません。教育長は責任を認め、自分に対しての処分について本会議で言及していましたが、町長は議員から質問されても何ら答えないというのは責任逃れではないのか。当初平成24年12月27日時点で契約を交わしたのは町長であります。最高責任者の町長も責任を取るべきではないのでしょうか。なお、このような事態に至ったことについての真相解明、原因追及、再発防止策について第三者による解明・報告が必要ではないのでしょうか。今後、百条委員会の設置も検討しなければならないということを表明し、反対討論といたします。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 今回の議案第67号 和解及び損害賠償の額の決定について、当局、教育委員会並びに担当者の対応について賛成の立場から討論をしたいと思えます。今回の事案につきましては、南星中学校体育館の雨漏りが原因であります。その雨漏りを補修するために工事を発注しました。しかしながら、残念なことに雨漏りは解消されておられません。そこで当局は、工事施工者に対して再度修繕を要請しています。そのたびに下請業者が自ら何回も体育館を見回り、雨漏りがするたびに補修をしてまいりました。そこで、原因は雨漏りを補修するための吹付塗装であります。当初から、発注の図書が間違っていたということがございます。しかしながら、改修されていない雨漏りを改修するために下請業者は過去10回以上、自ら体育館の雨漏りを確認し補修してきました。しかし、原因は塗装にあったわけであり、下請け業者は、自らコーキングの提案をし、その工事を行いました。そこが教育委員会と設計図書との違いでございました。コーキングをすることによって雨漏りは改修され、修繕が終わっています。今日まで雨漏りがみられないということがございます。ですから、最初の発注と今回の和解内容となっているコーキングの工事によって、教育委員会とその事業を新たな発注をしたということによって瑕疵担保がな

くなつたわけでございます。教育委員会もおっしゃっているように、双方がぼたんの掛け違いとかいろいろ反省がございました。教育委員会も教育長もそれぞれ大きく反省をしております。今後このようなことがないようにしっかりと取り組んでいく旨の報告がございました。私は、これまでの教育委員会の担当職員、部長はじめ担当者が一生懸命にこの問題に取り組み、双方が納得するような結果が出ているものと思っております。ですから、今回の議案は、今後の発注に際しこのようなことがないような取組をなさっていくと確信しておりますので、今回教育委員会が取った対処については、一生懸命にやってきた結果でございます。私はこれからも注意を促しながら、本当に素晴らしい行政がこれから確立されていくものと思っておりますので、これまでの真摯な対応に対して賛成を述べたいと思っております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私は、今の議案となっている和解の件について、反対の立場で討論をいたします。今、賛成討論の中で原因は塗装にあったとおっしゃいましたが、私は委員会が別ですので詳しい審査の中身まで把握してはおりませんが、関連する議案である次の一般会計補正予算の中でその賠償金の支出が審議されたわけです。そのなかで教育委員会は、原因については特定できなかったという報告でありました。そもそも、瑕疵の特定ができなかったから瑕疵担保は請求できないのだという説明でありました。瑕疵の特定ができていたのであれば、瑕疵担保請求でこの問題は処理できたはずであります。瑕疵が特定できなかったからこそ別工事とならざるを得なかった。これが事の経過であろうと思います。そういうことからして、原因が明らかになったというのは理解できない。そういう意味で、この経過についてはこのような和解金を支払うということは賛成できない立場で討論をいたします。以上です。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第67号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立多数)

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、本案は可決されました。

日程第9. 議案第68号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第5号)

○議長 宮城清政君 日程第9. 議案第68号 平成28年度南風原町一般会計補正予算

(第5号)を議題とします。まず、本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。
浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは報告をいたします。議案第68号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第5号)。審査の経過 本案は、12月6日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では関係部長、課長、担当職員の出席を求め、12月7日に経済建設部都市整備課、まちづくり振興課、産業振興課、総務部総務課、住民環境課、税務課、企画財政課、8日に教育部学校教育課、教育総務課、民生部国保年金課、保健福祉課、こども課より説明を受け質疑をし審査を行いました。9日にまとめと採決を行いました。その審査のなかの主な事項を報告いたします。

都市整備課について。予算書26ページ、8款2項2目。道路新設改良費5,352万円の減額理由について、用地交渉の難航による事業費減であり、今後見通しがつき次第、再度用地交渉を再開すると説明がありました。

こども課について、3点の報告をいたします。1. 予算書19ページ、3款2項1目。社会福祉総務費19節。町社会福祉協議会補助金438万6,000円の増額理由について説明がありました。町社会福祉協議会の職員人件費に係る増額であり、内訳で新採用職員に職歴加算分が約200万円であり、残りは給与表改正等に伴うものだと説明がありました。2. 予算書20ページ、3款2項2目。保育所運営事業19節。運営費及び3歳以上児主食費1,383万4,000円の増額理由については、9月定例会で制定した南風原町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の説明で、ひとり親世帯等に係る保育料減免分が2,829万5,000円の減額があるものの、国・県支出金が3,258万7,000円の増額になると説明がありました。質疑をとおし、ひとり親世帯等に係る保育料減免の対象者数は297人であることが分かりました。3. 予算書20ページ、3款2項3目。児童厚生施設費19節。負担金、補助金及び交付金900万7,000円の増額理由について、学童クラブ家賃補助金210万円の減額があるものの、学童クラブ運営支援事業補助金951万2,000円の増額があると説明がありました。今回の補正予算で補助事業の組替えを行い、対象となる学童クラブへの家賃補助は年間305万2,000円を上限に全額補助対象となり、補助対象が拡充したことが分かりました。

続きまして、学校教育課について2点の報告をいたします。1. 予算書28ページ、10款1項2目。事務局費1節。報酬5万8,000円の増額理由について。本定例会で上程されている議案第65号 南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例に伴い、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ防止等専門委員会に係る委員報酬と説明がありました。委員からいじめ問題について防止策や対応策には学校や町教育委員会及び県教育委員会等、さまざまな相談窓口があるがより実効性を担保するような方策を検討するよう意見がありました。2. 予算書28ページ、10款1項2目。事務局費13節。弁護士委託料60万円及び22

節. 和解金 600 万円の増額理由について、今定例会で上程されている議案第 67 号 和解及び損害賠償の額の決定についてに伴う予算計上であり、始めに問題となっている工事の概要説明を受け、次に教育委員会と関係者とのやり取りの経過説明があり、最後に調停の内容説明がありました。委員会での質疑応答は次の 3 点に集中いたしました。1 点目に、工事請負業者と設計監理者に対する当該事案の責任をどう認識しているかとの質疑に対して、執行部は工事請負業者と設計監理者に対しては責任を問わない方針との回答でした。2 点目に、建設工事請負業者及び下請負人の瑕疵担保責任を明確に区別することが可能かどうかの質疑に対して、執行部は第三者の目も含め不具合が生じた場合はそのつど確認を行っていききたいとの回答でした。3 点目に、当該事案をとおり、原因究明及び再発防止策をどう考えているかとの質問に対して、執行部は再発防止策を立案し全庁的に共通認識を持って再発防止に取り組むとの回答でした。以上の経過を経て、9 日に一般会計補正予算（第 5 号）に対するまとめを行いました。討論に入り、弁護士委託料及び和解金について、工事終了後の不具合に関する明確な原因究明がなされていないこと、事務執行ミスに対する執行部の再発防止策が具体的でないこと、当該事案の責任の所在が明確でないこと等の理由で反対討論がありました。採決に入り、採決の結果は、留意事項を 1 点付して賛成多数により可決いたしました。

別紙留意事項を読み上げます。1. 弁護士委託料及び和解金について 予算書 28 ページ、10 款 1 項 2 目 13 節. 委託料 60 万円。10 款 1 項 2 目 22 節. 補償、補填及び賠償金 600 万円。平成 24 年度に本町が発注した工事において、工事完了後の平成 26 年 8 月に不具合が生じた。本町は、瑕疵担保責任の解釈に対する認識不足により、補修工事を認めること等事務執行ミスがあった。当該事案を深く検証し、原因を究明されるよう要望する。ミスを防ぐ対策及び組織体制の構築を行い、再発防止に徹底するよう留意されたい。再発防止のためのマニュアル作成等を議会へ報告するよう求める。以上、報告いたします。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 1 点だけお伺いします。ただいま留意事項を付けた 28 ページの保障、補填及び賠償金の 600 万円についてお伺いしたいと思います。その前の議案第 67 号で和解案を出すということが当議会で可決されました。委員会では、この 600 万円を出すにあたって、例えば 67 号で決定されたから出すということなのか。それとも工事を行って瑕疵の特定ができなかったので町側から 600 万円を出すようにというような調停の内容なのですけれども、ではその工事を行った時の南風原町教育委員会は工事をやっていいと OK を出しているのですがその際の見積書、契約書はあるのかどうか。何に基づいてこの 600 万円を払わなければならないのか。最初は 1,000 万円余請求されているのですけれども、和解で 600 万円となったわけですが皆さん方の中でこの 600 万円は何によって出さ

なければいけないのか。契約それとも追加契約とかそういうものが果たしてあるのかどうか。私たち委員会で審議した中ではありませんでした。示せませんでした。ですから、総務民生でそこは確かめてあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん お答えいたします。委員会で契約というものは確かにございませんが、和解の裁判所による提案を基にこの600万円については確認をしたつもりであります。最初の議案が可決したからというような質問がありましたけれども、それとは別に委員会では予算としてその600万円をどう取り扱うかということで、先ほど計画報告で述べましたいろいろな質疑を行い、工事下請人とお互いに金額が折り合うということで、委員会としては認識して留意事項を付けて可決ということで決まりました。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 南星中学校体育館が雨漏りをするということで工事をこの下請業者が行って、その分の1,000万円余の請求がきたということなのですよ。契約も何も無い。見積もりを出して、契約をして、普通は随意契約か入札かをやって工事をさせるのですけれども、それが全くない。それに対して何でお金を払うのか。そういう調停になってその瑕疵が特定できないから半分払いなさいということに対して、果たして支払っていいものかどうか。私は非常に疑問に思います。工事を行う場合は、きちんと契約書があって、それに基づいてお金を払うのです。それも全くないのに払うのはおかしい。この請求自体がおかしいと私は思うのですけれども、皆さん方はその点、疑問を持つことはなかったのでしょうか。お伺いします。

○議長 宮城清政君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 本委員会といたしましては、提出された議案に対してその経過云々も含め確認をいたしまして、出された議案に対して可決をするかどうかの判断でございますので、意見を付けて留意事項を付けて可決というような決定に至りました。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ということは、裁判所から和解案でその600万円の請求があったので支払うべきだということで総務民生委員会では決定したということですか。要するに、

それ以前の、体育館の雨漏りを防止するその工事に対して見積もりなく契約書もないその工事を下請業者がやったその請求がきたわけです。その調停の中で半分ということになったのですけれども、そういうことは全く関係なく調停があったから支払うということなのでしょうか。

○議長 宮城清政君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 先ほども述べましたように、委員会といたしましては、上程された議案を可決するのか否決するのか、その観点から採決したということでございます。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ただいま議題となっております平成28年度南風原町一般会計補正予算(第5号)に反対する立場から討論を行います。本補正予算の中には、平成24年度に契約、完成された南星中学校体育館屋根改修工事に関し、下請業者から調停の申し出があり、当初の1,100万円余の請求を600万円で和解する内容での和解金600万円などが計上されています。教育委員会は、瑕疵担保に対する認識の甘さ、下請業者の一生懸命な姿勢などから、下請業者の費用負担による補修工事をするものだと判断し、元請けの責任を除外して作業開始を認めた結果生じたものであることが審議の中で明らかになったものがあります。反対の理由を4点申し上げます。

まず、1. 設計どおりに施工されたにもかかわらず、雨漏りが発生した原因が明らかにされていないこと。2. 瑕疵担保に関する認識の甘さ、対処が間違いであったことは教育委員会職員が認め、職員の研修を行い再発を防止すると言っていますが、必ずしも具体的とは言えないこと。ただ、議会も含めて認識を共有するための文書を作成することについては認めておりますのでこれについては期待をしております。3. このような事態に立ち至った原因の究明、再発防止策が示されていない。当事者でない第三者によるそれらの究明の必要性を認めないという答弁もありました。4. 責任の所在については、教育長が自らの処分にも言及しているが元の契約の発注者である町長は本会議での議員の質問にも答えず、その責任を明らかにしていません。以上のことから、補正予算の他の部分については異を唱えるものではありませんが、議案には反対せざるを得ないことを表明いたします。遡れば、新図書館の開館前の大規模な漏水についても保険によって損害が生じないということからその原因究明もなされなかったこと。町道の物件補償費について、

国庫への返納が生じたことなど町民に多大な負担をさせているがいずれも明確な原因究明がなされていない。執行部においては、こうした不祥事の原因究明、情報開示を徹底して行うよう強く求めるものであります。以上のことから反対を表明いたします。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第68号平成28年度南風原町一般会計補正予算(第5号)を採決します。本案に対する委員長の報告は、留意事項を付しての可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立多数)

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって本案は、可決されました。休憩します。

休憩(午前11時01分)

再開(午前11時12分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第10. 議案第69号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第69号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。まず、本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 議案第69号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第4号)。審査の経過 本案は、12月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行ったのち当委員会に付託されたものであります。委員会では、12月7日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。今回の補正の中で、工事請負費については国道329号の旧屋比久ビル前道路に道路所有者が案内板を設置する工事を行うため、町が設置した下水道管を移設する必要があるためと説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12月8日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありません。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

平成28年第4回定例会12月16日

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第69号平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第11. 議案第70号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

○議長 宮城清政君 日程第11. 議案第70号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。まず、本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第70号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)。審査の経過 本案は、12月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行ったのち当委員会に付託されたものであります。委員会では、12月7日、8日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行いました。8日には現場調査も行いました。審査の内容につきまして報告いたします。歳入における違約金は、14画地の保留地について入札募集をし11画地について申し込みがあったが、その後、1画地について契約に至らなかったためによるものであると説明がありました。また、歳出における工事請負費1億円の増は、津嘉山公園の残土約4万立方メートルを処理するための費用で、平成29年1月から執行し、翌年8月完了見込みであると説明がありました。議員より津嘉山公園の本格整備はいつからかと質問がありました。残土を処理後、平成29年度から都市整備課による整備工事に入ると回答がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12月8日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありません。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を

行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第70号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、可決されました。

日程第12. 議案第71号 第五次南風原町総合計画(基本構想・基本計画)の策定について

○議長 宮城清政君 日程第12. 議案第71号 第五次南風原町総合計画(基本構想・基本計画)の策定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 城間俊安君 議案第71号 第五次南風原町総合計画(基本構想・基本計画)の策定について 南風原町議会基本条例第13条の規定に基づき、第五次南風原町総合計画(基本構想・基本計画)を定めたく議会の議決を求めるものであります。提案理由といたしまして、町民と行政の協働で策定した現計画の第四次南風原町総合計画は、計画期間が平成28年度で終了するため、平成29年度から10年間の町行政の目指す方向性を明らかにし、総合的かつ計画的な町政運営をすべく、第五次南風原町総合計画を策定する必要があるための提案であります。詳細においては、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第71号 第五次南風原町総合計画(基本構想・基本計画)の策定でございますが、それについて概要を説明する前にお手元に資料を配布いたしております。これにつきましては、住民の公募による委員、それから職員のワーキングチームのまちづくり住民会議の2年間の経過。それから、庁内等の経過などを示しております。裏面には、総合計画の審議会の審議内容と答申までの回数、日付がございますのでお目とおしいただきたいと思っております。

それでは、議案第71号 第五次南風原町総合計画（基本構想・基本計画）の策定について概要説明をいたします。まず、1ページでございます。序. 総合計画について。1節 第五次総合計画の策定につきましては、まず1) 第一次から四次総合計画の変遷。2) 社会経済情勢の変化。3) 自治体を取り巻く環境の変化。4) 総合計画策定の意義を踏まえて行っております。特に、今回の特徴としましては、4) の総合計画策定の意義では、平成26年に策定された南風原町まちづくり基本条例により町民・議会・行政による協働のまちづくりを目指すことを掲げております。

2ページから3ページには、2節 総合計画の役割、3節 総合計画の構成と期間について。

4ページ、5ページには、4節 南風原町の概況と課題。町が取り組むべき計画課題を明記しております。

6ページの1節 基本理念、平和・自立・共生。2節 将来像、ともにつくる黄金南風原の郷につきましては、そのまま継続すべきという結論に至っております。

続きまして7ページの3節 将来人口につきましては、平成28年3月に策定した南風原町人口ビジョンを基に推計いたしました。

8ページ、9ページには、総合計画の体系を示しています。基本理念、将来像と6つのまちづくり目標と17のまちづくり目標を達成するための柱及び行財政計画と土地利用構想を設けております。

10ページから20ページで、それぞれのまちづくり目標と目標を達成するための柱を掲げております。まず10ページからでございますが、まちづくり目標1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちは、自治と協働に係る内容として整理をしております。特徴としましては、第四次計画期間中に制定された「南風原町まちづくり基本条例」の具現化を図り、協働のまちづくりをさらに推進する内容となっております。

12ページ。まちづくり目標2 きらきらと輝く人が育つまちは、教育と文化に係る内容として整理をしております。家庭、ふるさと教育、学校教育を通じ、自ら考え、決め、行動できる人づくり、人と人のつながりを育む環境づくりを家庭と学校、地域が一丸となって取り組んでいく内容としています。

続きまして14ページ。まちづくり目標3 ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまちは、福祉と健康に係る内容としています。南風原町民一人一人が、南風原町に住んでよかったと実感できることをまちづくりの基本としています。さらに、だれも社会に孤立させない環境づくりを行政、町民、地域や企業、NPOなどと協同で進めていく内容としています。

16ページ。まちづくり目標4 工夫と連携で産業が躍動するまちでは、産業と雇用につながる内容として整理しています。活力ある産業は、地域経済を活性化させる豊かな町民生活につながる基盤になることから、地域に根差した産業振興に取り組むとしています。また、琉球絣や南風原花織などをはじめとする本町の伝統工芸についても新たに柱として

設定しました。

18 ページ。まちづくり目標5 みどりとまちが調和した安全・安心なまちは、都市基盤、安全・安心に係る内容として整理しています。昨年度実施した町民アンケート調査において、今後10年で重点的に取り組むテーマとして、安全・安心なまちづくりを望む意見が一番多くあったまちづくりに取り組む内容としています。

20 ページ。まちづくり目標6 環境と共生する美しく住みよいまちは、環境に係る内容として整理しています。第四次に引き続き、身近な生活環境だけではなく、地球環境を共有の財産として将来にわたって引き継いでいくために環境に関する意識の普及、啓発活動の取組を推進し、環境と共生する美しく住みよいまちを目指としています。

21 ページからの土地利用構想につきましては、土地利用の基本方針と個別方針、そして新たな土地利用の展開を検討する7つのゾーンからなる新規土地利用地区で整理しており、25 ページに構想図を掲載しました。

28 ページからは、まちづくり目標の実現に向けての施策を基本計画としてまとめております。まちづくり目標を達成するための柱ごとに現状・課題、課題を解決するための施策の流れで作成しました。さらに、今後5年間で積極的に進めていく事業として、重点事業を掲げ、進捗状況を確認する指標として5年後の目標値を設定しております。28 ページのまちづくり目標1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちにつきましては、柱を2つに分け、1つ目の柱が情報の共有でひらかれたまち、30 ページの2つ目の柱は自ら考え、行動し、みんなで創るまちとしています。

34 ページのまちづくり目標2 きらきらと輝く人が育つまちについては、柱を3つに分け、1つ目の柱が安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育。36 ページの2つ目の柱が地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育。39 ページの3つ目の柱は、個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育としています。

42 ページのまちづくり目標3 ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまちにつきましては、柱を4つに分け、1つ目の柱がちむぐくるで支えあう安心して暮らせるまち。46 ページの2つ目の柱が健康づくりの推進。48 ページの3つ目の柱が子ども・子育て支援の充実。52 ページの4つ目の柱が障がい者（児）・高齢者支援の充実としています。

54 ページのまちづくり目標4 工夫と連携で産業が躍動するまちにつきましては、柱を4つに分け、1つ目の柱が南風原産品を創り伸ばす農業の振興。57 ページの2つ目の柱が、賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興。60 ページの3つ目の柱が、地域の連携で創る観光の振興。62 ページの4つ目の柱が、歴史と伝統を誇る工芸産業の振興としています。

64 ページのまちづくり目標5 みどりとまちが調和した安全・安心のまちは、柱を3つに分け、1つ目の柱が安全・安心に暮らせるまちづくり。66 ページの2つ目の柱が、快適で文化的に暮らせるまちづくり。70 ページの3つ目の柱は、利便性のよい魅力あるまちづくりとしています。

72 ページのまちづくり目標6 環境と共生する美しく住みよいまちは、柱を1つとして環境への取組としています。

74 ページの行財政計画も柱を1つとし、効率的で健全な行財政運営としております。

以上が、議案第71号 第五次南風原町総合計画（基本構想・基本計画）の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 1点だけお伺いします。当然、今年度で終わる第四次総合計画を踏まえて第五次総合計画が立てられるわけですから、第四次総合計画の達成状況についてはいつごろ出されますか。私ども議会が準備しているこの内容を具体的に審議する委員会にはぜひ出していただきたいのですが、それに間に合うかどうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 ただいまのご質問にお答えいたします。ご存知のように第四次総合計画の計画期間が本年度までとなっていることから、今回この第五次を策定するにあたりましてまず第四次を先月21日の議会への進捗状況説明会の際にも資料5といたしましてお示しいたしました。第四次南風原町総合計画の進捗状況の問題点と課題と平成27年に調査いたしましたので、その平成26年度時点をまとめましてそれを基に住民会議にもお示ししております。そのように、途中での問題・課題等はまとめて提示しております。先日、毅議員からご依頼のありましたその最新版につきましては、平成27年度実施分といたしましてご各担当課から集まってきているものを企画財政課で取りまとめ中であります。この最新のものに関しましては、今回の特別委員会の会議中にとりまとめ次第、お示しいたしたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。以上、回答といたします。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今回もそうですけれども、それぞれの課題ごとに数値目標を設定した部分がありますよね。もちろん、その数値目標がすべてではありませんけれども、少なくとも数値で示されているものについては数値で達成状況を示す。もちろん、今年度はまだ終わっていないわけですからいつかの時点で切らなければいけないと思いますけれども、ぜひ示していただきたいということでそれは希望で終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。議案第71号 第五次南風原町総合計画（基本構想・基本計画）の策定については、第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第71号 第五次南風原町総合計画（基本構想・基本計画）の策定については、第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第13. 陳情第22号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書

○議長 宮城清政君 日程第13. 陳情第22号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第22号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書。審査の経過 本件は、12月6日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では12月9日に委員会を開き、審査を行い採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし全会一致による採択であります。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより陳情第22号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書を採決します。本案に対する委員長の報告は、採択であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は採択されました。

日程第14. 陳情第24号 「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書

○議長 宮城清政君 日程第14. 陳情第24号 「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第22号 陳情第24号 「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書。審査の経過 本件は、12月6日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では12月9日に委員会を開き、審査を行い採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし全会一致による採択であります。措置に関しましては、後ほど新垣由雄議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより陳情第24号 「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書を採決します。本案に対する委員長の報告は、採択であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は採択されました。

日程第15. 意見書第10号 無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書

○議長 宮城清政君 日程第15. 無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書についてを議題とします。まず本件に関し、提出者から趣旨説明を求めます。2番新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 それでは、読み上げて提案いたします。意見書第10号 平成28年12月16日 南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 新垣由雄。賛

成者 南風原町議会議員 大城 勝、同じく大宜見洋文、同じく照屋仁士、同じく赤嶺奈津江、同じく大城 毅、同じく金城好春、同じく浦崎みゆき。無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書 わが国は、国民皆保険にもかかわらず、経済的な理由で十分に医療にかかれない方も少なくありません。沖縄県内においても、子どもの貧困が全国ワースト1であり、格差と貧困が広がっており、経済的困難な方が多数おられます。そのような方に対しては、一定の基準を満たせば社会福祉法第2条第3項第9号の「生活困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業（無料低額診療事業）」を実施している医療機関において診療を受けることができます。しかし、医薬分業が進展する昨今において、保険薬局は無料低額診療事業の対象事業所になれないことから、院外処方箋を発行する無料低額診療事業の医療機関を受診された患者の薬の自己負担はその対象となっていないため、治療を中断する事態も生まれています。深刻な状況を受け、自治体独自に無料低額診療制度を受けている患者に対し、保険薬局での薬代の助成実施が広がっており、利用者から喜ばれています。沖縄県内では那覇市が薬代の助成を行っております。この制度を確実に生活困難者の受療権を守ることができるよう、安心して無料低額診療事業が受けられるよう、保険薬局を対象事業所とするよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成28年（2016年）12月16日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。以上、提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第10号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第10号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第10号 無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書を採決します。本件について可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第16. 陳情第27号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書

○議長 宮城清政君 日程第16. 陳情第27号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書を議題とします。まず、本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第27号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書。審査の経過 本件は、12月6日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では12月9日に委員会を開き、提出団体である沖縄県医療福祉労働組合連合会から2人の説明者を招き陳情の趣旨説明を受け質疑応答を行いました。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善をすべきとの説明がありました。その後、委員会で審査を行い採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし全会一致による採択であります。措置に関しましては、後ほど大城 勝議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより陳情第27号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書を採決します。本案に対する委員長の報告は、採択であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は採択されました。

日程第17. 意見書第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

○議長 宮城清政君 日程第17. 意見書第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を議題とします。まず、本件に関し提出者から趣旨説明

を求めます。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 それでは、意見書を読み上げます。意見書第11号 平成28年12月16日 南風原町議会議員 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 大城 勝。賛成者 南風原町議会議員 新垣由雄、大宜見洋文、照屋仁士、赤嶺奈津江、大城 毅、金城好春、浦崎みゆき。安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書 厚生労働省は、「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について（5局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取組を促進してきました。また、医療勤務環境改善に関する改正医療法の規定（2014年改正）では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取組を支援するよう都道府県に求めています。しかし、国民のいのちと暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっています。「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保したうえで労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画を作成し、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。記 1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。①労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。②夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。③介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成28年12月16日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。以上です。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題と

なっております意見書第11号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第11号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を採決します。本件について可決することに賛成の方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第18. 陳情第28号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情

○議長 宮城清政君 日程第18. 陳情第28号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情を議題とします。まず、本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第28号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情。審査の経過 本件は、12月6日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では12月9日に委員会を開き、提出団体である沖縄県生活と健康を守る会連合会から2人の説明者を招き陳情の趣旨説明を受け質疑応答を行いました。介護保険施設の人員体制は、法定で両者3人に対して介護職員1人以上となっている。しかし、安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、介護保険施設の人員体制を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げる必要があるとの説明がありました。その後、委員会で審査を行い採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし全会一致による採択であります。措置に関しましては、後ほど大宜見洋文議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

平成28年第4回定例会 12月16日

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第28号「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情を採決します。本案に対する委員長の報告は、採択であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は採択されました。

日程第19. 意見書第12号 意見書第12号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書

○議長 宮城清政君 日程第19. 意見書第12号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書を議題とします。まず本件に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。4番 大宜見洋文議員。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時58分)

再開 (午前11時58分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○4番 大宜見洋文君 意見書第12号を提案させていただきます。平成28年12月16日南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 大宜見洋文。賛成者 南風原町議会議員 新垣由雄、同大城 勝、同照屋仁士、同赤嶺奈津江、同大城 毅、同金城好春、同浦崎みゆき。「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書 超高齢化を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の低賃金の改善を図るためとして介護職員処遇改善加算が強化されました。しかし、同時に基本報酬が引き下げられ、事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業所に委ねることは困難です。人材不足は、地域の介護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策として人材確保・離職防止対策を講じる必要があります。介護職場の労働環境も深刻な状況となっています。介護保険施設の人員体制は、法定で利用者3人に対して介護職1人以上となっていますが、多くの介護施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するために職員を加配しています(介護事業経営実態調査)。介護現場では、年次有給

休暇はもとより、公休すら計画どおりに取得できないという実態が横行しており、法定基準を大幅に引き上げ労働環境の改善を図ることは離職防止を進める上でも重要な課題となっています。本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には職員の充実が事業所の努力にゆだねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。人材確保・離職防止の実質的な対策及び安全・安心の介護体制の確立など介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。記 1. 介護職員をはじめとする介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。2. 介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善（1人夜勤の解消）すること。3. 上記の項目の実現を図るために介護報酬の大幅な引き上げを行うとともに処遇改善についての費用は国費で賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成28年12月16日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。以上です。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっておりまして意見書第12号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第12号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第12号「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書を採決します。本件について可決することに賛成の方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第20. 陳情第29号 南風原町法人保育園園長会からの陳情書

○議長 宮城清政君 日程第20. 陳情第29号 南風原町法人保育園園長会からの陳情書を議題とします。まず、本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第29号 南風原町法人保育園園長会からの陳情書。審査の経過 本件は、12月6日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では12月9日に委員会を開き、提出団体である南風原町法人保育園園長会から2人の説明者を招き陳情の趣旨説明を受け質疑応答を行いました。保育に関する喫緊の課題である待機児童解消や保育士不足の対応策として本町が行っているさまざまな補助事業を来年度も継続していただくよう陳情がありました。その後、委員会で審査を行い採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし全会一致による採択であります。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第29号南風原町法人保育園園長会からの陳情書を採決します。本案に対する委員長の報告は、採択であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は採択されました。

日程第21. 陳情第15号 女性農業者の農業委員への登用促進に関する要請

日程第22. 陳情第20号 陳情書(離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書について)

日程第23. 陳情第23号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書

○議長 宮城清政君 日程第21. 陳情第15号 女性農業者の農業委員への登用促進に関する要請、日程第22. 陳情第20号 陳情書(離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書について)、日程第23. 陳情第23号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書についてを議題とします。経済教育常任委員長、総務民生常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

平成28年第4回定例会12月16日

日程第24. 決議第11号 閉会中の議員派遣について

○議長 宮城清政君 日程第24. 決議第11号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて平成28年第4回南風原町議会定例会を閉会いたします。たいへんお疲れ様でした。

閉会 (午後0時09分)